

2020年5月7日

坂戸ガス株式会社

## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大と影響の長期化を踏まえ、2020年4月7日経済産業省より料金支払い期限等に関する特別措置についての追加要請がありました。

これを受け、坂戸ガス株式会社は、生活に影響を受けているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講ずることといたします。

### 記

#### 1. 適用対象

当社とガスの契約をしており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金<sup>※1</sup>の貸付を受けようとするお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

#### 2. 特別措置の内容

(1) 令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分の料金の支払期限日を原則として2カ月延長いたします。

(2) 令和2年4月検針分、5月検針分の料金の支払期限日を原則として1カ月延長いたします。

※支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月30日）の場合はその直後の休日でない日となります。

なお上記特別措置の実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等によって、随時見直しを検討する予定です。

#### 3. 特別措置の申込先

坂戸ガス株式会社 営業サービス部料金グループ

{電話} 0120-35-2025（フリーダイヤル）

049-284-9000（代表）

{受付時間} 平日 8:30~17:15

以上